

全国保証株式会社 団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要

特徴	この2つの保険は、全国保証株式会社(以下、「全国保証」といいます)を保険契約者および保険金等受取人として、金融機関から融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、引受け生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である全国保証に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。				
保険金等名称	死亡保険金	高度障害保険金	リビング・ニーズ特約保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金
保険金額等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(遞減)します。 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険には、他のお借入も含め、被保険者一人あたりの保険金額に所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生命保険(特約付の団体信用生命保険を含む)にご加入の場合、通算した所定の限度額もあります。				
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります)	<ul style="list-style-type: none"> ○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。) ○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。) ○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○融資実行日(借換え融資の場合は、借換え日)または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。 				
保障開始日	○融資を受けた金融機関の債務者でなくなったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき				
これらの契約からの脱退	○融資について期限の利益を失ったとき ○所定の年齢に達したとき				

(備考)

- *1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことを行います。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはしゃべる機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- *2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
- *3 「病院または診療所において所定の手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「所定の手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。
- *4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。
- *5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。

保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険
引受け保険会社	複数の生命保険会社による共同引受け (事務幹事保険会社:明治安田生命保険相互会社)	明治安田生命保険相互会社

これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

就業不能団信・リビング・ニーズ特約付3大疾病団信

「万が一への備え」に、「ケガや病気への備え」を加えて、お客様に住宅ローンご返済の安心をお届けします。

死亡または所定の高度障害状態に該当したら 住宅ローン残高が 0円

余命6カ月以内と判断されたら 住宅ローン残高が 0円

恶性新生物(がん)と診断確定されたら 住宅ローン残高が 0円

3大疾病
脳卒中
急性心筋こうそくを発病し、
①所定の手術を受けたら
または
②所定の状態が 60日以上継続したら
住宅ローン残高が 0円

ケガや病気
所定の就業不能状態が 3カ月を超えて継続したら 月々の住宅ローン返済が 0円
以後の継続している期間においては
さらに

所定の就業不能状態が 12カ月を超えて継続したら 住宅ローン残高が 0円

1 ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、事務幹事保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険にはご加入いただけません。

- がん(悪性しゆよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
- 告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方

②加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が通算で5,000万円を超える場合には、事務幹事保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのであらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

取扱金融機関

全国保証株式会社

2 特徴

ご加入者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(*)は当チラシの4頁をご参考ください)

死亡

死亡されたとき

高度障害

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき^{(*)1}

リビング・ニーズ

余命6カ月以内と判断されるとき

がん

所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき^{(*)2}

脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき^{(*)3}
または
②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中に初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき^{(*)4}

急性心筋こうそく

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき^{(*)3}
または
②所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき^{(*)4}

ケガや病気

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態^{(*)5}となり、その状態が3カ月を超えて継続したとき

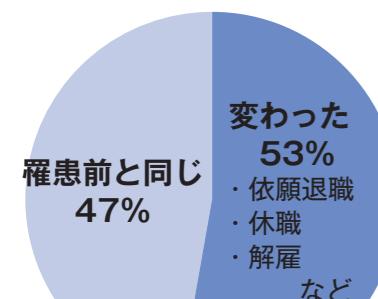
就業不能状態の継続期間4~12カ月
毎月の返済額を保障

就業不能状態が12カ月を超えたら

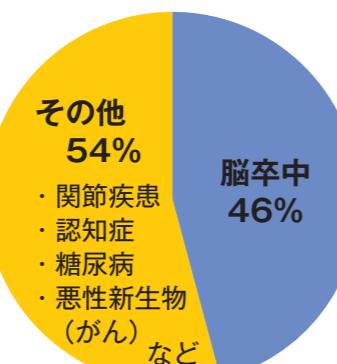
万が一への備え(死亡・高度障害)

3大疾患への備え

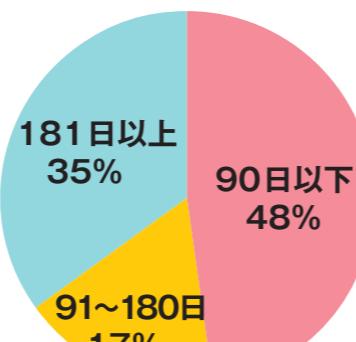
がん罹患後の勤務先での就労状況



介護が必要となった主な原因(40~64歳)

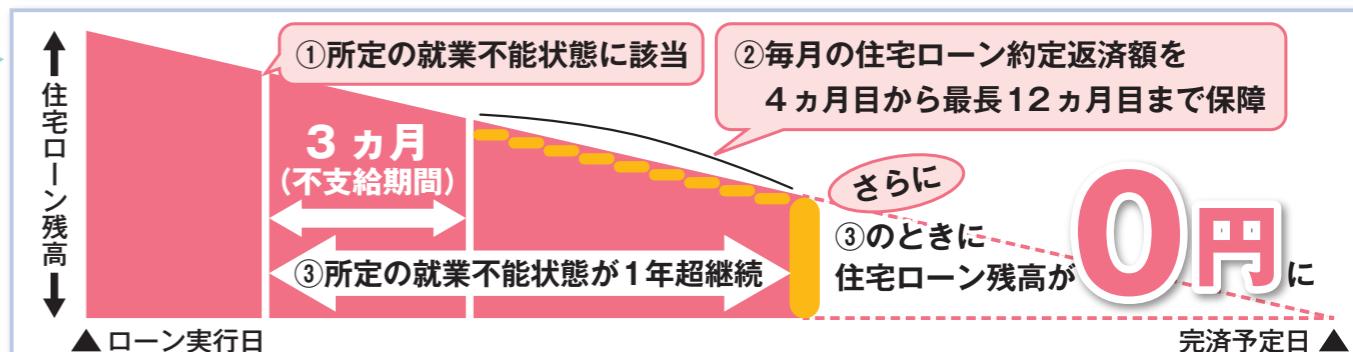
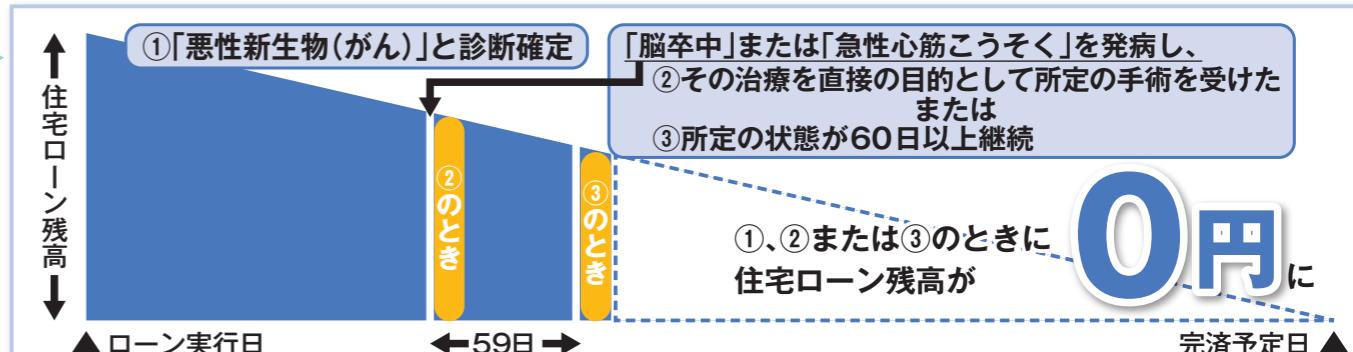
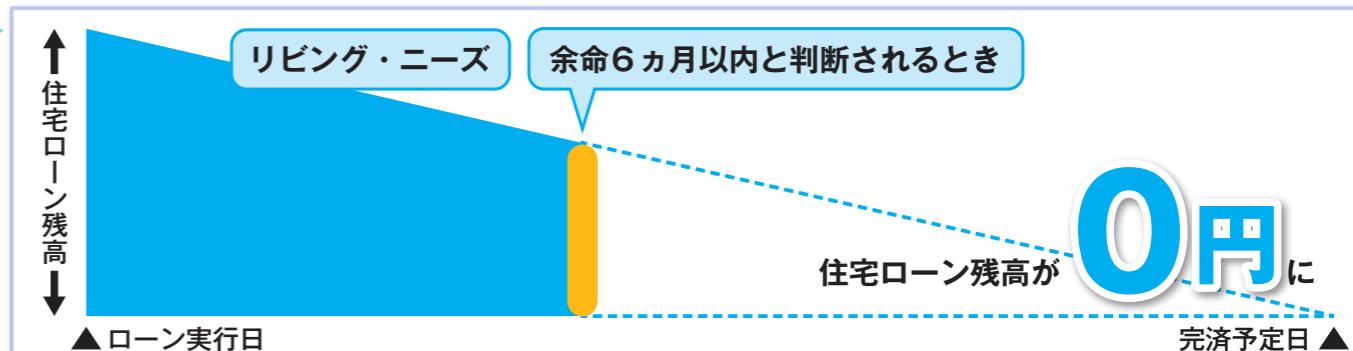
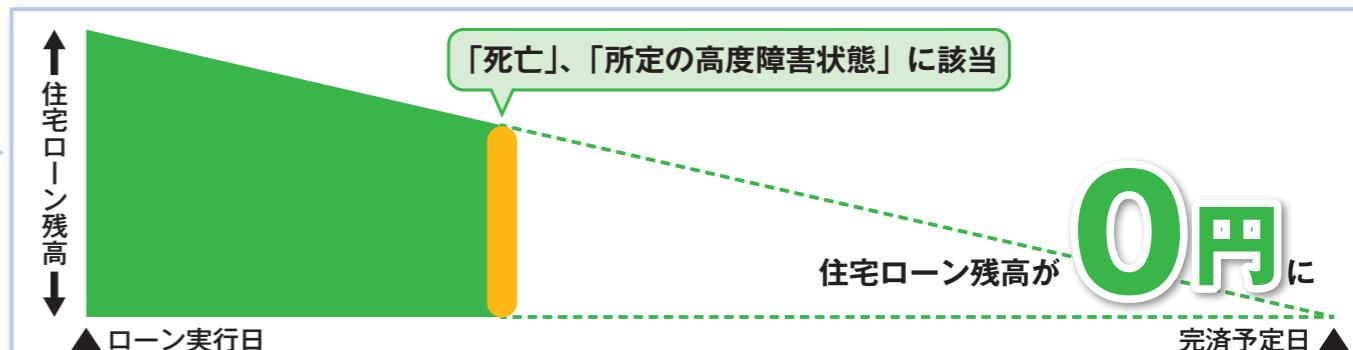


傷病手当金の受給日数の分布



3 お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



「所定の就業不能状態」について^{(*)5}

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

「入院」

「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること
➤上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設
➤上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「在宅療養」

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること
①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおむねベッド周辺に限られるもの
➤上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます)で治療、養生に専念することをいいます。